

船舶用原動機放出量確認等規則 実施要領

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 25 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 30 日 達 第 25 号
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領の一部を改正する達

「船舶用原動機放出量確認等規則実施要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.2 定義

1.2.1 用語

-1.を次のように改める。

-1. 船舶用原動機放出量確認等規則（以下、本実施要領では「規則」という。）**1.2.1(3)**の適用上, 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあつては *IMO* 決議 *MEPC.291(71)*（その後の改正を含む。）にもよる。また, 本決議及び *NOx* テクニカルコードの適用上, 該当する *IACS* の統一解釈 *MPC* (*MPC30(Rev.1)*, *MPC58(Rev.1)*, *MPC59(Rev.1)*, *MPC74(Rev.1)*, *MPC77(Rev.1)* , *MPC106* , *MPC112(Rev.1)* , *MPC115(Rev.1)* , *MPC116(Rev.1)* 及び *MPC125(Rev.1)*) にもよる。

附 則

1. この達は、2023 年 7 月 1 日から施行する。